

新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第 7 号

新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県児童福祉法施行細則（平成18年新潟県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
第 7 号様式の 2 （第 7 条の 3 関係） 養育里親・養子縁組里親死亡等届 (略)		第 7 号様式の 2 （第 7 条の 3 関係） 養育里親・養子縁組里親死亡等届 (略)	
(略)		(略)	
届 出 事 項	1・2 (略)	届 出 事 項	1・2 (略)
	<u>3</u> 児童福祉法第34条の20第1項 各号のいずれかに該当		<u>3</u> 児童福祉法第34条の20第1項 第1号に該当
	<u>4</u> (略)		<u>4</u> 児童福祉法第34条の20第1項 第2号から第4号までに該当
			<u>5</u> (略)
(略)		(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。